

デタロンド事件とヴォルテール

——十八世紀フランス法体系と寛容——

渋谷直樹

序 デタロンド事件

ヴォルテールの業績といえは、冤罪事件に対する活動を忘れるわけにはいかない。老年になった彼が力を注いだ冤罪事件には、カラス事件やシルヴァン事件、ラリー事件、ラ・バル事件といったものがあるが、今回はラ・バル事件について考察を加えてみたい。特に注目したいのは、ラ・バルと共に事件を引き起こし、亡命までしたデタロンドに対するヴォルテールの態度である。

ラ・バル処刑の直後、ヴォルテールは1766年にラ・バルの弁護書を書いているが、その一方で、フレデリック2世にデタロンドをプロシアの士官にすることを懇願し¹⁾、フレデリック2世はこれを快く承諾している。そののち、この件はひとまず落ち着いたように見えたが、1774年にデタロンドの遺産相続に関する問題が生じたさい、ヴォルテールはデタロンドの名誉回復のために再度立ち上がることとなる。そして、デタロンドの弁護書を著した。ラ・バル事件から10年近くの歳月が流れ、74歳という高齢になったのにもかかわらず、ヴォルテールは一体どうして、デタロンドの名誉回復のために戦いを続けたのか。そこには、それまでヴォルテールが携わって来たカラス事件やシルヴァン事件の時の、彼の宗教的不寛容に対する見解とは異なる、新たな見解が窺われる。つまり、ことは宗教的次元にはなく、法体制全体への批判が現れているように思えるのである。

第一章 ラ・バール事件の経緯

ラ・バール事件は1765年8月8日から9日の未明にかけて、アブヴィルという町のポン・ヌフに建てられたキリスト十字架像が毀損されたことに端を発している。鋭い刃物でキリストの胸部や脚が傷つけられ、足の指が破損され、また一方で、聖カトリーヌ墓地にある十字架像は汚物で汚されていた。そこで8月10日に訴えが提起され、8月13日から証人尋問が行われたが、どの証言者からも決定的な証拠となるような手掛かりは見つけれなかった。しかし、容疑は、ラ・バール、デタロンド、モワネルという3人の若者の上に向けられ、9月27日、逮捕状が発せられた。デタロンドは逃亡し、当時17歳であったモワネルはすっかり動転し言われるがままに容疑を認めてしまい、当時20歳であったラ・バールのみが直接裁判にかけられた。翌年1766年2月28日、ラ・バールに対して、「舌を切断し、首を斬り、体と首は火中に投げ入れ、また、処刑に先立ち、共犯者の名を引き出すために拷問を科し、さらに全財産を国王の名のもとに没収する」という判決がアブヴィル裁判所から下された。また、デタロンドに対しては、ただしデタロンドは人型だが、「舌を切断し、生きながらの火あぶりとする」という判決が言い渡された。誰もがそのような厳しい判決は棄却されるであろうと楽観視していたが、1766年6月4日にパリ高等法院はアブヴィル裁判所の判決を追認し、7月1日、ラ・バールは斬首ののち火刑に処された²⁾。またその際、1764年に刊行されたヴォルテールの『哲学辞典』も一緒に火中へと投ぜられた³⁾。こうした不幸なラ・バールの名誉回復のために、ヴォルテールが不正な裁判に戦いを挑んだ一連の事件が所謂ラ・バール事件である。

第二章 ヴォルテールの呼びかけ

ヴォルテールは、デタロンドの事件についてダランベールへの書簡の中で次のように述べている。

J'emploie mes derniers jours à faire réformer, si je le puis, la plus

détestable injustice [l’Affaire de La Barre] que l’ancien parlement ait jamais faite. Si j’y réussissais je mourrais content. ⁴⁾

もしできますことなら、わたしは最も忌まわしい不正を改革することに残りの日々を捧げたいと思います。それは、旧高等法院が今までに行ってきた中で最もひどいものなのです。もし、それを達成できましたのなら、わたしは満足して息を引き取ることができることでしょう。

ヴォルテールはこのように、デタロンドに対してなされた卑劣極まる不正に叛旗を翻す意を表明している。当時プロシアの士官であったデタロンドを、ヴォルテールは1774年、名誉回復のためにプロシアからフェルネーへと呼び、姪のドゥニ夫人と共に暮らしていた。そして、ヴォルテールはあらゆる文通相手⁵⁾に、デタロンドの事件について言及し、彼の弁護のための応援を求めている。

例えば、コンドルセに対して、デタロンド事件への関心を惹きながら、自分がこの事件に取り組もうとしていることに触れている⁶⁾。また、大法官モプーへの書簡の中では、次のように述べている。

Le bien que ce jeune homme héritait de sa mère ayant été confisqué, son père en a demandé et obtenu la confiscation, dont il jouit sans secourir son malheureux fils. Dans l’état cruel où ce jeune homme se trouve, le roi de Prusse m’autorise, monseigneur, à vous prier, en son nom, d’accorder à d’Étallonde toutes les bontés que votre magnanimité et votre prudence croiront praticables. ⁷⁾

その青年(デタロンド)は母親から財産を相続していましたが、没収されてしまいました。父親は自分の不幸な息子を助けることもせず、不当にもその財産を我が物としました。青年はこのような不幸な立場に陥っております。プロシアの王は彼の名のもとにおいて、わたしに許

して下さいました。大法官殿、わたしがあなたの厚意にすぎること。それはあなたの寛大さと賢明さがきっとデタロンドにもたらしして下さいる筈のものなのです。

ヴォルテールは、王の名のもとに、大法官に援助を求めている。そして、王自身に対しても、直接、デタロンドのために將軍の証明書をダランベールに送ってもらうことを懇願しており、親切にも、王はウェーゼルの司令官の報告書をダランベールに送っている⁸⁾。これは、皇帝や大法官、哲学者という高位高官の人々をも味方に引き入れることができるヴォルテールの交友関係の広さを示し、またあらゆるコネクションを駆使しようと奔走するヴォルテールの熱意を既に示している。

さらに、ダランベールへの書簡には次のようにある。

[...] je vous confie une affaire plus intéressante, et je la mets sous votre protection. [...] Comme je vais partir bientôt pour l'autre monde, je vous lègue d'Étallonde, [...] ⁹⁾

わたしはより興味深い事件をあなたに託します。そして、あなたの庇護のもとに置かせて頂きます。(…) わたしは、まもなくあの世へと旅立ちますので、デタロンドはわたしからあなたへの、いわば形見分けなのです。(…)

デタロンドの擁護をダランベールに託しており、同様に、自分の死後、ドゥニ夫人にもデタロンドの擁護を任せる¹⁰⁾ということが述べられている。

その他にも、大法官モプーの後任であるミロメニルへのダンヴィル公爵夫人の熱心な働きかけ¹¹⁾や、デファン夫人の協力¹²⁾にヴォルテールは心から感謝の意を表している。つまり、デタロンドの名誉回復のための彼の不屈の精神が、彼の周りを取り囲む人々にも伝わり、そして、周囲の力強い協力を得たことが観察できるのである。

第三章 票数による死刑判決

先ず、グランベールへの書簡では、次のようにヴォルテールの憤りが示されている。

Nous avons dans l'ancien parlement et dans le nouveau des hommes sages et justes, qui m'ont donné parole de faire réparer [...] l'arrêt des cannibales, qui d'un trait de plume ont assassiné La Barre en personne, et d'Étallonde en peinture, arrêt qui par parenthèse ne passa que de deux voix.¹³⁾

旧高等法院と新高等法院の中には賢明で公正な方々がおります。彼らは、食人種どもの判決を改めさせようとわたしに約束して下さいました。その判決は、軽々しくもラ・バルその人を、人型のデタロンドを殺害したのです。さらに申せば、これは2票差でしか可決されなかったのです。

つまり «cannibales» 「食人種、人肉食い」という言葉に強調されるように、ヴォルテールは時に感情に流されて荒々しい言葉を吐いているが、しかしそれは彼の憤慨の激しさを物語っているのである。

さらに、ダンヴィル公爵夫人に宛てられた書簡の中でも次のように言っている。

Il n'y avait pas là de quoi condamner deux jeunes gentilshommes, d'environ dix-sept ans, au plus épouvantable des supplices, de quoi leur faire subir la question ordinaire et extraordinaire, de quoi leur couper la main qui n'avait pas ôté le chapeau devant des capucins pendant la pluie, de quoi leur arracher la langue avec des tenailles, de quoi jeter leurs corps, tout vivants, dans les flammes.¹⁴⁾

その事件には、およそ 17 歳の二人の若者を最も恐ろしい拷問にかける正当な理由はありませんでした。また、普通拷問と特別拷問にかける理由も、雨の中、カプチン会の参列を前にして、帽子を脱がなかったというその手を切断する理由も、彼らの舌をペンチで引き抜く理由も、彼らの体を生きたまま炎の中に投げ込む理由もそこには何もありませんでした。

そして、ついに、1775 年 6 月 30 日にはデタロンドの弁護書、『無実の叫び』を出版するに至った。この書について、ヴォルテールはすでにデファン侯爵夫人とダルジャンタル伯爵への書簡でそれぞれ次のように言っている。

[...] le temps vient où le sang innocent crie vengeance.¹⁵⁾

無実の血が復讐を叫ぶ時がやって来ます。

Ce sang innocent crie, mon cher ange, et moi je crie aussi ; et je crierai jusqu'à ma mort.¹⁶⁾

親愛なる天使よ、無罪の血が叫んでおります。わたしも叫んでおります。そして、わたしは死ぬまで叫び続けることでしょう。

この『無実の叫び』という題名は、旧約聖書のカインとアベルの挿話の中で、弟を殺害したカインに対して「お前の弟の血が土の中からわたしに向かって叫んでいる。」¹⁷⁾ という神の言葉を示唆しており、ヴォルテールは明らかにキリスト教徒たちの心に同情を呼び起こそうと訴えかけているのである。

しかし、これらの手紙の中で特に注目すべきことがある。先に引用した

1774年10月29日のダランベールへの書簡の中で「判決が2票の差で可決された」とある箇所である。ヴォルテールは票数による裁判制度を問題視しているのだ。また、ダンヴィル公爵夫人に送った書簡の中でも述べられている。

Le jugement atroce qui ne passa que de deux voix [...].¹⁸⁾

2票差でしか認められなかった残忍な裁判 (…)

この票数による判決というのは当時の司法制度に関連しており、フランス革命以前までには、死刑判決には少なくとも7人の裁判官のうち2票差以上の賛成多数が必要とされていた¹⁹⁾。この制度について、ヴォルテールは、1763年にカラス一家のために執筆した『寛容論』の中でもすでに票数による判決が不当であると述べている²⁰⁾。さらにラ・バル事件の直後、再びダルジャンタル伯爵とダミラヴィル宛ての書簡の中でそれぞれ次のように述べている。

Vous savez que des vingt-cinq juges il n'y en a eu que quinze qui ont opiné à la mort. Mais quand plus d'un tiers des opinants penche vers la clémence, les deux autres des tiers sont bien cruels. De quoi dépend la vie des hommes ! Si la loi était claire, tous les juges seraient du même avis ; mais quand elle ne l'est pas, quand il n'y a pas même de loi, faut-il que cinq voix de plus suffisent pour faire périr, dans les plus horribles tourments, un jeune gentilhomme qui n'est coupable que de folie?²¹⁾

25人の裁判官の内、死刑に同意した者は15人しかいなかったことをご存知ですね。しかし、賛成派の3分の1以上が慈悲に傾きかけた時にも、3分の2は情け容赦のない輩どもだったのです。人間の命は何によって決められるのでしょうか！もし、法律が明確であるのなら、

すべての裁判官たちは同じ意見を持ったことでしょう。しかし、法律が明確でない時に、たった5票の差だけで、たいした罪を犯していない若者を、最も恐ろしい拷問の中で殺させるなどということがあってよいものでしょうか？

C'est une chose abominable que la mort des hommes et que les terribles supplices dépendent de cinq radoteurs [...].²²⁾

人間の死が、そして、最も残酷な死刑が5人の愚か者の意見にかかっているということは、何と忌まわしいものなのでしょうか (…)

ヴォルテールは人間の生命を左右する「小数差」の票数による判決の不条理を述べている訳である。それについて、1766年7月15日頃にラ・バルの弁護書、『シュヴァリエ・ド・ラ・バルの死に関する報告』の中でも、次のように述べられている。

Est-il possible, monsieur, que, dans une société qui n'est pas sauvage, cinq voix de plus sur vingt-cinq suffisent pour arracher la vie à un accusé, et très souvent à un innocent ? Il faudrait dans un tel cas de l'unanimité ; il faudrait au moins que les trois quarts des voix fussent pour la mort, encore, en ce dernier cas, le quart des juges qui mitigerait l'arrêt devrait, [...], l'emporter sur les trois quarts de ces bourgeois cruels, [...].²³⁾

野蛮ではない社会において、25票の内5票多いで、被告の、そして、しばしば、無罪の者の命を奪い取ることは許されることなのでしょうか。そのような場合には全員一致が必要ではないのでしょうか。それが無理なら、少なくとも、死刑判決には4分の3の票が必要ではないのでしょうか。さらに、判決を軽減しようとする4分の1の穏健派の意見が、4分の3の残酷なブルジョアの意見よりも尊重されなけれ

ばならないとわたしは思うのです。

このように、大胆にもヴォルテールは、票数による死刑判決の法改正案を主張しているのである。

そして、ヴォルテールは、デタロンドの事件を契機として再び立ち上がり、『無実の叫び』において票数に関して次のように訴えている。

Je ne demande point si, au tribunal de l'humanité et de la raison, deux voix devraient suffire pour condamner des innocents au supplice [...] La sentence de Duval de Soicourt et du marchand de bœufs portait qu'on nous couperait le poing, qu'on nous arracherait la langue, qu'on nous jetterait dans les flammes. Cette sentence fut confirmée par la prépondérance de deux voix.²⁴⁾

人間愛と理性を基礎とする裁判所において、無罪の者たちを死刑に科するのに2票差だけで充分であるかどうか問うまでもありません。(…)
デュヴァル・ド・ソワクールと肉屋の主人の条文には、拳を切断し、舌を引き抜き、炎の中に投げ入れるということが記載されていました。そんな条文が2票だけ多いことによって可決されてしまったのです。

ヴォルテールはたった2票の差で、人間が死に向かわされるという法の残酷性と不条理を非難しているのだ。

さらに注意したいデタロンドに関するヴォルテールの手紙がある。

Le jugement atroce qui ne passa que de deux voix est mille fois pire que celui des Calas.²⁵⁾

2票差でしか可決されなかった残酷な裁判は、カラス事件の裁判よりも千倍も悪いものです。

Cet exécration assassinat est plus horrible que celui des Calas, [...] ²⁶⁾

その最悪の殺人はカラス事件よりもよりひどいものです。(…)

Vous serez étonné de cette affaire, qui est, [...] cent fois pire que celle de Calas. ²⁷⁾

あなたはこの事件に驚かれることでしょう。それは、カラスの事件よりも百倍もひどいものなのです。

このように文通相手にデタロンド事件はカラス事件よりもおぞましいものであることを何度も強調している。その理由については、すでに、1768年5月30日にベッカリーアに宛てて次のように述べている。

On craint d'être humain, autant qu'on devrait craindre d'être cruel. La mort du chevalier de La Barre, à laquelle vous donnez si justement le nom d'assassinat, excite partout l'horreur et la pitié. [...] Il est plus horrible que celui des Calas: car le parlement de Toulouse ne fut que trompé, il prit de fausses apparences pour des preuves, et des préjugés pour raisons; Calas méritait son supplice si l'accusation eût été prouvée; mais les juges du chevalier de La Barre n'ont point été en erreur. Ils ont puni d'une mort épouvantable, précédée de la torture, ce qui ne méritait que six mois de prison. Ils ont commis un crime juridique. ²⁸⁾

人は残酷であることの方を恐れるべきでありますのに、人間的になることを怖がっております。ラ・バルの死、あなたはそれを暗殺であるとまさしく正当にもおっしゃいましたが、それは至るところで恐怖と憐れみの情を掻き立てます。(…) これはカラス一家の訴訟事件より

も残虐なものです。といいますのも、トゥールーズの高等法院は誤って、見せかけを証拠にしてしまい、偏見を正しきものと認めたに過ぎないからです。したがって、カラスは、起訴事実が証明されたのであれば、拷問にされても仕方ありませんでした。しかし、ラ・バールの裁判官たちは間違っていたわけではないのです。彼らは、6ヶ月の禁固刑にしかあたらないようなものを拷問にかけた上で、残酷にも処刑してしまったのです。彼らが犯したのは、司法による犯罪なのです。

引用部分最後の言葉「司法によって犯された罪」《crime juridique》が示しているように、本来、市民を守るべきものである司法そのものが、ラ・バール事件において「犯罪」を犯してしまったのである。ヴォルテールの目に映るラ・バール事件の重大性は、この「法によって犯された罪」という表現に結晶していると思われる。ラ・バール事件、デタロンド事件に対して老年のヴォルテールがかくまでの闘争を繰り広げられたのは、それらが、誤審よりもなお許し難い「罪」であったからなのだ。

結論 法と寛容

ここまで、デタロンド事件へのヴォルテールの行動と姿勢を見て来たが、カラス事件の時に見せたヴォルテールの姿勢と、今回のデタロンド事件に対する姿勢には変化が覗かれるように思われる。

カラス事件の時に執筆された『寛容論』においても、確かに不条理な裁判制度についての若干の言及が見られるが、そこではむしろ宗教的不寛容に対する激しい非難が議論の中心となっていた。また、書簡の中において頻繁に記されている、《écrasez l'infâme》、「恥知らずを粉碎せよ」という言葉に代表されるように、ヴォルテールの攻撃的はひたすら、聖職者、キリスト教へと向けられていたことは言を俟たない。しかし、ラ・バール事件からデタロンド事件へと移行する間に、ヴォルテールの攻撃的は、司法官、司法制度、さらには法律へと徐々に向けられるようになるのである。この点を考える上で極めて重要なのは、1765年にフランスで出版された

ベッカリーアの著、『犯罪と刑罰』であると思われる²⁹⁾。この書は刑事事件と法律との関係についてヴォルテールに多大な影響をもたらしている。そして、その影響を受けてヴォルテールの書いた『ベッカリーアについての注釈』³⁰⁾が9月に出版され、1766年の『犯罪と刑罰』第7版フィラデルフィア版では一緒に掲載されている。その著作の中でヴォルテールは法と裁判官の関係を次のように語っている。

Si la loi n'ordonne point expressément la mort pour ce délit, quel juge se croira obligé de la prononcer? S'il faut une peine, si la loi se tait, le juge doit, sans difficulté, prononcer la peine la plus douce, parce qu'il est homme.³¹⁾

もし法律が刑事犯罪に対して、死刑をはっきりと命じていないのでしたら、それを宣告する義務は自分にあると、一体、どんな裁判官が思うのでしょうか。もし罰が必要で、もし法律に記載されていないのならば、裁判官は躊躇せず、最も緩やかな罰を選ばなければなりません。というのも、彼も人間なのですから。

「裁判官も一人の人間である」という表現を見逃すわけにはいかない。そして、ヴォルテールの法についての考察の最後の書として1777年に出版された『正義と人間愛の賞』³²⁾の中においては、法の内容の重要性が次のように力説されていた。

Je vous demande si on ne pourrait pas diminuer le nombre des délits, en rendant les châtimens plus honteux et moins cruels. Ne remarquez-vous pas que les pays où la routine de la loi étale les plus affreux spectacles sont ceux où les crimes sont le plus multipliés? N'êtes-vous pas persuadés que l'amour de l'honneur et la crainte de la honte sont de meilleurs moralistes que les bourreaux?³³⁾

わたしはあなた方にお聞きしたい。犯罪の数を減らすことはできないものなのではないでしょうか。その手段とは、懲罰をより恥ずべきものとし、より緩やかなものとする事です。法の因習が最も残酷な見世物をひけらかしている国々では、犯罪が最も多いということにあなた方は気づかないのでしょうか。名誉への愛と、恥辱への恐れこそが、死刑執行人よりもよりよいモラリストであるとあなた方は認めないのでしょうか。

ヴォルテールはこのように、過酷な現行処罰制度の見直しの必要性、さらには現実的抑止的効力のある刑法の確立を力説しているのである。

以上、主として書簡を辿りながら冤罪事件に対するヴォルテールの姿勢を追って来たが、次のようなことが明らかになった。ヴォルテールは、ラ・バル事件前後から宗教的不寛容に加えて、法の非人間性に対する関心を深めて来たが、彼にとってデタロンド事件は法制度改革の必要性を訴える絶好の機会となったのである。ヴォルテールはデタロンド事件を通して、彼の永遠のテーマである寛容という美德と、人間的な法の制度化という社会的正義の2つを追い求め、デタロンド事件に心血を注いだのである。そしてこうした作家の現実参加は決して徒労には終わらなかった。ヴォルテールの懲罰と法律への長い戦いは、彼の没後10年を経て結実し、デタロンドはついに1788年、その名誉を回復した。さらには、同年5月8日の勅令によって、今後死刑判決には少なくとも、3票以上の票差が必要とされるようになったのである。

最後に、日付にまつわる奇妙な偶然を紹介したいと思う。1791年5月30日、立憲議会において死刑廃止を掲げる刑法典が審議された³⁴⁾。この日はまた、ヴォルテールの亡骸をパンテオンに移すという議案が可決された日でもあった。さらにこの日は、ちょうどヴォルテールの13年目の命日でもあったのだ。フランス国民は、寛容を唱え続け、それを実践でもっ

て示したヴォルテールに、真率なる感謝の念を表明したのである。

(本学博士課程後期課程)

<参考資料 1> ラ・パール事件の経緯

[1765年]

- 8月8-9日未明 アブヴィルのポン・ヌフの十字架像が毀損され、聖カトリーン墓地の十字架像が汚物で汚されていた
- 8月10日 訴えがアブヴィル裁判所に提起され、刑事裁判官デュヴァル・ド・ソワクールが受理
- 8月13日 フェンシング教師ナチュレの証人尋問
- 8月17日 ボーヴァルレの証人尋問
- 8月18/25日・9月1日 モニトワールが教会で実施されるが手掛かりを得られず
- 9月8日 アミアンの司教ラ・モットが十字架像毀損と墓地汚辱の罪障消滅式典
- 9月13日 国王検事エケは、ナチュレとボーヴァルレの証言に基づき、新たな訴えを提訴→ラ・パール等の名は一切出されない
- 9月27日 デュヴァル・ド・ソワクールはラ・パール、デタロンド、モワネルの三名に逮捕命令
→デタロンドは亡命
- 10月1日 ラ・パールの逮捕
- 10月2日 モワネルの逮捕 / ラ・パールの尋問
- 10月3日 モワネルの尋問
- 10月7日 モワネルの第二回尋問
- 10月8日 十字架像毀損・汚辱という宗教的犯罪と不敬行為の「併合」
- 10月30日 ドゥーヴィル・ド・マイユフューとデュメニエル・ド・サヴェューズの逮捕
- 11月末 検真 / 対質
- 12月 フェンシング教師ナチュレが証言を撤回

[1766年]

- 1月 モワネルが、ラ・パール、ドゥーヴィル・ド・マイユフューとデュメニエル・ド・サヴェューズを告発した証言を撤回

- 2月27日 最終被告人尋問が3人の裁判官であるデュヴァル・ド・ソワクール、ル
フェーヴル・ド・ヴィレール、ブルテルの前で行われる
- 2月28日 アブヴィル裁判所の最終判決
- ・デタロンド…「不信心者、流聖者、冒流者」舌を切断し、手首を切断し、生きな
がらの火炙りとなる(似姿)
 - ・ラ・パール…「忌まわしい憎むべき不信心者、流聖者、冒流者」普通拷問と特別
拷問を科し、舌を切断し、斬首し、体と首を火中に投げ入れる / ラ・
パール所有の『哲学辞典』も一緒に火中へ
 - ・モワネル、ドゥーヴィル・ド・マイユフュー、デュメニエル・ド・サヴューズ
…判決はラ・パールの処刑まで延期する
- 3月14日 ラ・パールとモワネルはコンシェルジュリーに投獄→ドゥーヴィル・ド・
マイユフュー、デュメニエル・ド・サヴューズは逃亡
- 6月4日 パリ高等法院はアブヴィル裁判所の一審判決を15対10で、拷問や『哲学
辞典』の焚書も含め、そのまま追認→死刑確定
- 7月1日 ラ・パールの処刑
- 9月10日 モワネルは説諭処分 / ドゥーヴィル・ド・マイユフューとデュメニエ
ル・ド・サヴューズは無罪判決

[1788年]

- 12月2日 デタロンドはパリ高等法院大審部で恩赦上の登録承認と名誉回復

[1793年]

- 11月15日 国民公会は「迷信と無知の犠牲者」であるラ・パールの名誉回復

(参照『18世紀フランスの法と正義』)

<参考資料2> 1760年8月「刑事王令」

第3章 起訴

- ・被害者側の訴えが裁判官に提起されることにより訴訟成立, また, 告発を受けた検事の請求, 裁判官の職権でも訴訟成立
- ・証拠を収集していく「準備手続き段階」と, さらに慎重に審理を固めていくための「確定手続き段階(特別手続き)」

第4章 裁判官による犯行現場状況の調書作成手続きについて, 「即座に, かつ場所を移さず」作成することを規定

第5章 医師・外科医による報告書作成について規定

第6章 証人尋問

- ・誰を証人として召喚するかは, 検事, 私訴原告人, 裁判官も職権できる
- ・出頭は義務であり, 刑事担当の判事と書記官の前で, 「秘密かつ個別に」行われる

第7章 モニトワール

- ・重罪事件の情報収集のため, 世俗裁判官の要請に基づき, 教会裁判所が布告し, 司祭が各教区教会の日曜ミサの時に, 「これこれの事実について知っている者は証言せよ」と破門の脅しでもって命じ, 連続して3回の日曜に実施

第10章 被告人への「呼び出し」「出頭」「逮捕勾留」の規定

第13章 無罪判決の判決が言い渡された後, 検事が24時間以内に控訴しなければ, 監獄から釈放

第14章 被告人尋問

- ・終了後, 検事と私訴原告人に通知され, 裁判は, 体刑にあたらぬ犯罪の訴訟では罰金・賠償金請求の「通常手続き」として判決に進むが, 重大犯罪では「確定手続き段階(特別手続き)」に進む

第15章 検真・対質

- ・「検真」とは、重要な証人を確定するため、再度、聴取すること
- ・「対質」とは、担当判事と書記を前にしての、被告人と被告人に不利な証言をしている証人との対決

第19章 拷問

- ・「事前拷問」・・・自白を引き出して終局判決につなげる / 「犯罪が死刑に値し、かつその犯罪が疑いないものであって、被告人に対する証拠が有罪とするには十分ではないけれども重大である場合」
- ・「証拠を留保しての拷問」・・・拷問で自白が得られない場合にも、死刑以外であればあらゆる刑を科することができる
- ・「処刑選考拷問」・・・共犯者の名を白状させるために、すでに死刑の判決を受けた被告人に科す

第20章 対質の後、被告人が最終的に、「無罪放免」か「有罪」の宣告

第24章 検真・対質で審理は終了し、検事は通知を受け、論告求刑にあたる最終意見を文書で提出

第25章

- ・訴訟の一件書類は担当判事の手を離れ、判決を下す裁判官合議の場で報告する「報告判事」の手に移る
- ・合議裁判官の人数は、最終身の場合は7名以上、下級審で検事の意見が体刑の場合は3名以上でなければならない
- ・合議の場では報告判事の報告、訴訟記録の点検、検事意見の読み上げ、そして、被告人の最終尋問→検事の求刑が体刑であれば被告人は、一種の辱めとして、セレットと呼ばれる腰掛けに座らされ、尋問を受ける
- ・判決は多数決で下され、より厳しい意見が通るためには、最終審で2票を上回る過半数でなければならない
- ・判決の執行は、判決が宣告されたその日のうちに実施
- ・小事件での和解は成立するが、重大犯罪事件の場合は和解ができてでも訴追されなければならない

第26章 上訴

- 被告人と検事からなされる他に、身体刑，ガレー船徒刑，終身追放刑，公然謝罪刑の有罪判決は自動的に高等法院へ控訴される
- 控訴審の法院判決が体刑の有罪判決であれば，その執行は原則として原審裁判所で行われる

(参照『18世紀フランスの法と正義』)

注

ヴォルテール作品からの引用は以下のような略号で示す。

AC : *L'Affaire Calas et autres affaires*, Gallimard, folio, 1998.

IN : *L'Ingénu et autres œuvres*, Le livre de poche classique, 1996.

CC : *Correspondance choisie*, La Pochothèque, 1990.

CO9 : *Correspondance*, tome 9, Gallimard, 1985.

OC44 : *Œuvres complètes*, tome 44, Hachette, 1869.

OC45 : *Œuvres complètes*, tome 45, Hachette, 1869.

- 1) Voltaire, AC, pp.307-309. のちにヴォルテールがデタロンドをフランスに連れ戻したいとフレデリック 2 世に懇願した時も，王は快くデタロンドの従軍を解いている。
- 2) 処刑の前，ラ・バルは野次馬に向かい「少し食べておきなさい。これからお目にかかる情景をみつづけなさるには，あなた方も私と同じくらい体力がいますよ」と述べたあと，「若い一人の貴族がこんなつまらないことで殺されるとは思わなかった」と付け加えた。そして，処刑の直前に死刑執行人サンソンとの問答は次のようになされた。「ラリー伯爵の首を切ったのはお前だったのか？」
「はい，さようで。」「やりそこなっただろう。」「あの方はじっとしていなかったんで。きちんとしていてください。決してしくじりやしませんから」。そしてラ・バルは処刑がスムーズに行われることをサムソンに願っている。アンドレ・モロワ / 生島遼一訳，『ヴォルテール』，創元社，1946 年，99-100 ページ。
なお，旧字は新字に直した。
- 3) 石井三記，『18 世紀フランスの法と正義』，名古屋大学出版会，1999 年，pp. 81-86.
- 4) Voltaire, *Lettre à Condorcet*, 12 auguste 1774, CC, p. 1175.
- 5) その中には，フレデリック 2 世はもちろんのこと，ロシアの女帝エカテリーナ 2

- 世にも書簡の中でデタロンド事件について訴えている。
- 6) Voltaire, *Lettre à Condorcet*, 12 auguste 1774, CC, p. 1175.
- 7) Voltaire, *Lettre à Maupeou*, 14 auguste 1774, OC44, p. 360.
- 8) Voltaire, *Lettre à d'Alembert*, 29 octobre 1774, CC, p. 1180.
- 9) Voltaire, *Lettre à d'Alembert*, 28 septembre 1774, OC44, p. 376.
- 10) Voltaire, *Lettre à d'Alembert*, 29 octobre 1774, CC, p. 1181. ドゥニ夫人に関して、
「丸々ふとった小柄な女。50歳ばかりで、いかにも女らしい性質。器量は悪いが善良で、何の気なしに嘘をつくが邪気はない。賢そうに見えるがそうでもない。大声でわめく、てきばききめる。政談をし詩をつくる。理屈をいい、無茶をいう。それでいて一向気取るのではなく、第一、人の気を悪くしない」とある。前掲書、『ヴォルテール』、73ページ。また、ドゥニ夫人は『カンディード』のキュネゴンド姫のモチーフである。
- 11) *Op. cit.*, p. 1181.
- 12) Voltaire, *Lettre à la marquise du Deffand*, 24 novembre 1774, OC44, p. 399.
- 13) Voltaire, *Lettre à d'Alembert*, 29 octobre 1774, CC, p. 1181.
- 14) Voltaire, *Lettre à la duchesse d'Enville*, 26 novembre 1774, OC44, p. 400.
- 15) Voltaire, *Lettre à la marquise du Deffand*, 25 janvier 1775, AC, p. 340.
- 16) Voltaire, *Lettre à d'Argental*, 16 avril 1775, CC, p. 1198.
- 17) 新共同訳、『聖書』、日本聖書教会、2000年、pp. 5-6 (旧約)。
- 18) Voltaire, *Lettre à la duchesse d'Enville*, 26 novembre 1774, OC44, p. 399.
- 19) ジャン・アンベール / 吉原達也・波多野敏訳、『死刑制度の歴史』、白水社、1997年、p. 42.
- 20) Voltaire, *Traité sur la tolérance*, AC, p. 93. カラスの死刑判決は「8票対5票」で可決され、1762年3月10日にカラスは車刑に処される。一見したところ3票差あるように思われるが、「6票対7票」では死刑判決が可決されず、死刑賛成に1票動いたために「8票対5票」となり、実際には「1票」の差でしかないことをヴォルテールは強く訴えている。
- 21) Voltaire, *Letters Lettre à d'Argental*, 14 juillet 1775, IN, p. 204.
- 22) Voltaire, *Letters Lettre à Damilaville*, 16 juillet 1775, IN, p. 206.
- 23) Voltaire, *Relation de la mort du chevalier de La Barre*, AC, p. 321. この場合、「15票対10票」でラ・パールの死刑判決が可決されたことを示す。
- 24) Voltaire, *Le cri du sang innocent*, AC, p. 347. 実際には2人が死刑反対に表明すれば、「12票対13票」となり死刑判決は否決されたのであると訴えているのであ

る。

- 25) Voltaire, *Lettre à la duchesse d'Enville*, 26 novembre 1774, OC44, p. 399. 実際には、カラスは「1票」の差で死刑判決が可決されたのであるが、ラ・バルの死刑判決を不当であると強調するために、カラスでは「8票対5票」の「3票」差を言及し、ラ・バルにおいては「15票対10票」の5票差はわざと指摘せずに、2人の賛否によって処刑が可決させたことを「2票」差としているのである。これは、ヴォルテールが同情をひくための彼の得意とする常套手段である。
- 26) Voltaire, *Lettre à la marquise du Deffand*, 25 janvier 1775, AC, p. 340.
- 27) Voltaire, *Lettre à Frédéric II*, 4 février 1775, OC45, p. 2.
- 28) Voltaire, *Lettre de Voltaire à Beccaria*, 30 mai 1768, CO9, p. 500.
- 29) ベッカリーア(1738-1764年)は『犯罪と刑罰』を1764年にイタリアで出版する。この書で彼は「幸福の最大化 対 幸福の平等化」を主張している。もともとの標語は、スコットランド啓蒙者ハチソンが『美と徳についてのわれわれの観念の始原への探求』(1725年)という著書の中で「最大多数にとって最大の幸福をあたえる行為がもっともよい」という言葉に由来している。この書は1749年に仏訳されたのち百科全書派に影響を与え、次に百科全書派からミラノで生まれた啓蒙思想に共鳴する若い世代のグループである「こぶシアカデミー」に伝わったのである。ベッカリーアはこの「こぶシアカデミー」の会員であり、彼自身、『犯罪と刑罰』に関してすべてをヴォルテール、ルソー、モンテスキューなどのフランスの著作に負っていると述べている。『犯罪と刑罰』の仏訳に関しては、1765年6月にダランベールがモルレ(1727-1819年)に『犯罪と刑罰』を渡し、1765年末に仏語訳が出版される。この書を手渡されたモルレは「著者のなかに天才と人類の友しかみいださない」と賞賛し、あてにするべきは「世論」であり、世論にはたらきかければ、ついには狂信者も暴君さえも屈服させることとなるとしてサロンでの会話を重視する。(石井三記、『18世紀フランスの法と正義』、名古屋大学出版会、1999年、及び、ベッカリーア / 風早八十二・五十嵐二葉訳、『犯罪と刑罰』、岩波文庫、1938年、René Pomeau, *Voltaire*, Seuil, 1955を参照)。
- 30) ヴォルテールは『犯罪と刑罰』を仏訳前にイタリア語で読み、1765年10月16日付のダミラヴィルへの書簡の中で、「今日、わたしは『犯罪と刑罰』というイタリアの書物を読みはじめています。一見したところ哲学的な書物のように思われます。著者は同志です。」とその感動を伝えている。『「犯罪と刑罰」という書物にかんする注釈』は1766年9月に出版され、1766年『犯罪と刑罰』のモ

ルレ版において一緒に掲載され、1777年にアメリカで印刷された最初のヴォルテール作品となる。『「犯罪と刑罰」という書物にかんする注釈』では、犯罪と刑罰の均衡を目指す「正義」、残酷な科刑を批判する「人間愛」、犯罪の予防を目的とする「有用性」(第1節「この注釈のきっかけ」)という3つの主題が述べられている。また、その他に注目すべき言葉として、「人間に労働をさせなさい。そうすれば彼らを正直者にできるでしょう。」(第10節「死刑について」)、「他者、公共、国家にとっての有用性から強制労働の刑罰が、犯罪者の自己改善となりうる」、「フランスでは刑事法典は市民を滅ぼすためにあり、イギリスは市民を救うためにある。」(第22節「刑事訴訟について」)などが挙げられる。上掲書、『18世紀フランスの法と正義』、『犯罪と刑罰』を参照。

31) Voltaire, *Commentaire sur Beccaria*, AC, p. 247.

32) もともと「正義と人間愛の賞」は1777年2月にベルンの経済学協会によって発せられた懸賞論文であり、ヴォルテールはその賞について、50ルイでは足りないので、同額を上乘せし、1777年7月に、エカテリーナ2世、フレデリック2世に賞金増額の依頼している。この賞で課題となっているものは、「釣り合いのとれた刑罰」、「証拠の効力」、「刑罰の穏やかさと自由と人間愛への最大の敬意」の3つが挙げられている。また、「あまりにもだらしのない寛大さからも、あまりにも残酷すぎる厳格さからも等しく遠い刑法典」「フランスやドイツをより人間的であり有用なものにすること」、「徳に最大の正義を結び付けた人物に賞」という注が付されている。上掲書、『18世紀フランスの法と正義』参照。なお、その懸賞に自ら応募したヴォルテールの『正義と人間愛の賞』という論文において注目すべき彼の言及として、「フランスでは追いはぎした者とその略奪行為のうえに殺害をしたものとを、区別することなく死刑にする。これでは、対象者と目撃者を一掃しなければならない」(第2項「窃盗について」)、「最も役立つ処罰がどのようなものであるかを議論すること。大きな目標は公共のために尽くすこと。」(第3項「殺人について」)、「法律が命じていないような刑を科した裁判官はみな処罰されること」(第14項「近親相姦について」)、「法律が罰するのであって、人間が罰するのではない」(第19章「男色」)などが挙げられる(*Prix de la justice et de l'humanité*, L'Arche, 1999)。さらに「人間愛」を意味する「ユマニテ」について1765年の『百科全書』では、「あらゆる人間に対する思いやりの感情であって、他人の苦痛を自分のもののように苦しみ、それを軽くしてやりたいと思い悩む心情である。」と記されている。

33) Voltaire, *Commentaire sur Beccaria*, AC, p. 247.

- 34) 1791年にロンバルディアの刑事立法改革委員会が組織され、1792年に死刑廃止の意見書を提出する。その中には、犯罪から遠ざけるのに必要な程度を超えた刑は禁止、自由を奪われた人間の持続的な苦痛の姿の意義、誤審の場合、取り返しがつかなくなるという旨が記されている。上掲書、『18世紀フランスの法と正義』参照。

参考文献

- アルフレッド・フランクラン編者、北澤真木訳、『18世紀パリ市民の私生活』、東京書籍、2001年。
- 安達正勝、『死刑執行人サンソン—国王ルイ十六世の首を刎ねた男』、集英社新書、2003年。
- アンドレ・モロワ / 生島遼一訳、『ヴォルテール』、創元社、1946年。
- 石井三記、『18世紀フランスの法と正義』、名古屋大学出版会、1999年。
- 石井信・江藤純二他編、『2004年 無実の死刑囚たち』、インパクト出版会、2004年。
- エメ＝ジョルジュ・マルティモール / 朝倉剛・羽賀賢二訳、『ガルカニスム—フランスにおける国家と教会』、白水社、1987年。
- グザヴィエ・ド・モンクロ / 波木居純一訳、『フランス宗教史』、白水社、1997年。
- ジャン・アンベール / 吉原達也・波多野敏訳、『死刑制度の歴史』、白水社、1997年。
- ジャン・トゥーラ / 戸口民也訳、『死刑を問う』、三一書房、1991年。
- ベッカリーア / 風早八十二・五十嵐二葉訳、『犯罪と刑罰』、岩波文庫、1938年。
- René Pomeau, *Voltaire*, Seuil, 1955.
- Voltaire, *Correspondance choisie*, La Pochothèque, 1990.
- , *Correspondance*, t. 9, Gallimard, 1985.
- , *L’Affaire Calas et autres affaires*, Gallimard, folio, 1998.
- , *L’Ingénu et autres œuvres*, Le livre de poche classique, 1996.
- , *Œuvres complètes*, t. 44 et 45, Hachette, 1869.
- , *Prix de la justice et de l’humanité*, L’Arche, 1999.